

## 令和元年度 第2回静岡県環境審議会温泉部会

1 日 時 令和元年11月18日(月) 午後1時30分から2時18分まで

2 場 所 県庁本館4階議会第7委員会室(静岡市葵区追手町9-6)

### 3 出席者

(1) 委 員 7人

深澤委員(部会長)、木村委員、稲葉委員、内田委員、定居委員、  
益子委員、山本委員

(2) 事務局 8人

長岡生活衛生局長、森衛生課長、漆畑衛生課技監、  
井手生活衛生班長、稲葉主任  
熱海保健所、東部保健所、富士保健所各担当者

### 4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案から第2号議案を説明し、委員により地域の現況について補足説明が行われ、異議なく個別承認された。

次に、増掘許可申請について、事務局が第3号議案を説明し、異議なく承認された。

### 5 会議録

【事務局】 ただいまから令和元年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。

議事に先立ちまして、健康福祉部生活衛生局長の長岡よりご挨拶を申し上げます。

【生活衛生局長】 <挨拶>

【事務局】 それでは、はじめに、本日の会議の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は、10名の全員のうち、7名の委員の方々にご出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことをご報告

申し上げます。

以降の議事進行につきましては、議長にお願いすることといたします。深澤委員長、よろしくをお願いいたします。

【深澤部会長】 はい。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております第1号議案から第2号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が2件、第3号議案の増掘許可申請が1件の合計3件でございます。

審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。

それでは、第1号議案について事務局の説明を求めます。

【事務局】 第1号議案の掘削についてご説明します。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、神奈川県藤沢市石川の株式会社タカショーです。

掘削場所は、熱海市網代で、準保護地域です。

具体的な位置については、議案書の5ページから7ページをごらんください。

JR網代駅から東へ約1.3キロメートルのところです。

議案書4ページにお戻りください。

掘削値は借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。

関係法令の制限について、熱海市から都市計画法に関して開発許可完了地である旨を確認しております。

申請の目的ですが、新規掘削を行い、新規宿泊施設の各客室浴槽に供給するものです。

掘削の内容ですが、議案書8ページの孔柱図をごらんください。

掘削深度は1,000メートル。最終口径は80Aとなります。

議案書4ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。

熱海市からの意見につきましては、熱海市景観条例、熱海市風致地区条例、宅地造成等規制法の関係があり、保健所からも事業者にも連絡しております。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して申請どおり許可して支障のないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【深澤部会長】** ただいま事務局から議案の説明がありました。委員の皆様のご意見をお願いいたします。内田委員。

**【内田委員】** 熱海です。ただいまご説明しましたのは、いわば三角地の掘削ということで、付近にも源泉はございませんし、組合としては認めたということでございます。

**【深澤部会長】** ありがとうございます。そのほか、今のご意見を含めて何かございませうでしょうか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、採決に移らせていただきます。

第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【深澤部会長】** 異議もございませんので、そのように決定いたします。ありがとうございます。

続いて、第2号議案について事務局の説明を求めます。

**【事務局】** 第2号議案の掘削についてご説明します。

議案書の9ページをお開きください。

申請者は、富士市伝法の特定非営利活動法人メディスンヒル広見の郷です。

掘削場所は、富士市大淵で一般地域です。

具体的な位置については、議案書の10ページから12ページをごらんください。

新東名高速道路新富士インターチェンジから北東へ約4.5キロメートルのところです。

議案書の9ページにお戻りください。

掘削地は借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。

関係法令の制限について、富士市から都市計画法に関して市街化調整区域内のため、開発行為及び建築物の建設に許可が必要であること、森林法に関して伐採等を含む開発行為は許可、または協議が必要であることを確認しております。

申請の目的ですが、新規掘削を行い、湧出した温泉を温泉スタンド等として販売するも

のです。

掘削の内容ですが、議案書13ページの孔柱図をごらんください。

掘削深度は1,500メートル。最終口径は100Aとなります。

議案書9ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。

富士市からの意見につきましては、市土地利用事業の適正化に関する指導として土地利用事業は、事前に市の承認等が必要であること、市土地利用構想について森林伐採を伴う事業に実施についての自粛要請、市水道事業の水源地モニタリングのため、掘削予定表の提出依頼、温泉ではなく地下水として採取、または利用する場合は、県地下水採取に関する協議等の依頼があり、その旨を保健所からも事業者に伝達しております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障のないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【深澤部会長】** ただいま事務局からの議案の説明がありましたが、委員の皆様のご意見をお願いいたします。益子委員。

**【益子委員】** これの利用計画なんですけれども、温泉スタンド等で販売するためというふうになっております。これは、ご自身で、例えば入浴施設を展開するとか、旅館業をやるとかということではなくて、あくまでスタンドで、いわゆるお湯を販売する行為だけをお考えなんでしょうか。

**【深澤部会長】** はい、事務局。

**【事務局】** 当初はそういうことも考えていたようですが、ご説明したとおり都市計画法等の制約等があるので、そこは断念して温泉スタンドの利用だけと聞いております。

**【益子委員】** スタンドの、要するに販売だけですか。

**【事務局】** そうです。建築物の建設等は難しいようなので。

**【益子委員】** 周辺にそういうお湯を希望していらっしゃるような施設というのはおありなんでしょうか。例えば浴用施設みたいなどころだと、結構使われるかもしれませんね。

**【事務局】** ホテルが近隣にあるらしいので、そこら辺を想定しているのかと思います。

【益子委員】 まだこれから、出るか出ないかも含めてこれからですので、スタンド販売だけで無駄というか、あまり使われないうことももったいないので、何とかうまくいったときには有効な利用をしてもらえればなと思って、ちょっと質問させてもらいました。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。

【内田委員】 これはどういう組織なんですか。一見、老人介護とも何とも見えるような組織だし、例えば温泉販売に限れば、伊豆にもっと浅くてがんがん出るところがたくさんあるんで、こんな1,500メートルも掘る利用目的がちょっと、今、益子委員が言ったようにおかしいんじゃないかということが、当然、疑義としてありますよね。温泉を売らんでしたら、伊豆へ行けば二、三百メートルでどんどん出るところがたくさんあるんで。今後とも、これ一本でやるんですかと、1,500メートルを掘って。それだって、出るか出ないかわからないですものね、この場所。

【定居委員】 位置的には、地下水は相当あると思うんですよね、あそこはね。

それで、ここの市町村の意見ということがついてるものですから、そうすると、そちらの方にお任せしていいのかなというのが、私の個人的な意見。

それから、組合はないですよ、あそこにはね、たしか。

【事務局】 はい。ありません。

【益子委員】 ちゃんと利用していただければいいと思います。まあ、まだ出るか出ないかわからない話ですけども。

【深澤部会長】 はい、事務局。

【事務局】 団体なんですけれど、医療系の関係をやっていると聞いております。

【内田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【深澤部会長】 よろしいですかね、そのほか。

わかりました。では、ご意見も出尽くしたようですので、採決に移らせていただきます。

第2号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【深澤部会長】 わかりました。じゃあ、異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて、増掘許可申請の第3号議案について事務局の説明を求めます。

**【事務局】** 第3号議案の増掘についてご説明いたします。

議案書の14ページをお開きください。

申請者は、沼津市内浦三津の株式会社三津浜観光開発です。

掘削場所は、沼津市内浦三津で、一般地域です。

具体的な位置については、議案書の15ページから17ページをごらんください。

伊豆箱根鉄道田京駅から西へ約4.5キロメートルのところでは、

議案書の14ページにお戻りください。

掘削地は借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。

申請の目的ですが、揚湯量を確保するため増掘するものです。

掘削の内容ですが、議案書18ページの孔柱図をごらんください。

掘削深度は1,500メートル。最終口径は98.4ミリメートルとなります。

参考に、19ページに増掘前の状況載せてありますが、1,230メートルから1,500メートルまでの掘削となります。

掘削地付近の状況ですが、議案書の14ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。

沼津市からの意見につきましては、特にありません。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して申請どおり許可して支障のないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【深澤部会長】** ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆様のご意見をお願いいたします。

**【益子委員】** では、すみません、確認をさせてください。

**【深澤部会長】** 益子委員。

**【益子委員】** これは、平成30年7月19日に掘削許可が出て、掘って行って、1,000メートルは、これは所定の深度なんだろうと思いますけれども、掘り上がったということですね。

で、くんでみて量があまり出なかったから増掘という理解でよろしいですか。

【深澤部会長】 はい、事務局。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【益子委員】 この1,000メートルの段階でどんな状況だったのか報告は上がっていますか。例えば全然出なかったとか、多少なりとも出たのか。

【深澤部会長】 はい、事務局。

【事務局】 大体1分当たり●●リットル程度。

【益子委員】 これは、一般地域ですから、とりあえず1,000メートルというのが、まず最初の、いわゆる掘削深度の制限だったんです。

【事務局】 もともとは1,300程度で許可をいただいております。一度、1,230の段階で岩盤がかたいところに当たったものですから、一旦、そこでやめようということで、一旦、その工事を完了させていただきました。

結果として、1分当たり●●リットルということで、ちょっと施主の方から、もう少し頑張るといいますか、掘ってみて試してみたいということで申請がありました。

【益子委員】 1,230メートルで、1,500メートルまでの増掘ですね。はい、わかりました。

【深澤部会長】 状況はわかりました。そのほか。木村委員。

【木村委員】 もう一点、教えていただきたいんですけど、1分間●●リットルということでしたけど、1,200メートルまで掘ったときに、このケーシングは予定どおり入っているんですか。ケーシングパイプについて予定どおり構築されているんですか。

【深澤部会長】 はい、事務局。

【事務局】 そこは予定どおり入っております。

【木村委員】 そこからさらに掘るということで、その下にもう一回、裸孔ですか。

【事務局】 1,230メートルよりも深い場所については裸孔で掘っていくという形になっております。

【木村委員】 わかりました。

【深澤部会長】 よろしいですか。そのほかございますでしょうか。

【内田委員】 今日、この3件がいずれもバブリーな掘削で、いずれも1,000メートル以上の許可ということで、だから、県のほうでも受けるのはいいけど、非常に危険度が、これはあと200掘っても出るかどうかというのは甚だ難しいと思うんですね、今、ちょっと聞いた範囲では。

ですから、その辺も上手な、ただ受け取るんじゃなくて十分気をつけてくださいということは、ぜひ今後、一言、言ってやりたいですね、書類が出てきたときに。

今回、みんな半径200メートル以上に1件もないと。深度も千何百を目指しているということで、ほんとうにギャンブル的な掘り方ですよ。出ているようなところでここに掘るわけじゃないんで。ぜひ、その辺はご注意をご指導よろしくお願ひしたいと思います。

【深澤部会長】 益子委員。

【益子委員】 多分、うまくいかなければ、当然、埋め戻しという形になると思いますので、そのあたりはちゃんと指導してもらったほうがいいのかな。

要するに、うまくいかないけども、掘削だけはしたと。権利だけは残しておきたいというようなことで、結構、使わないけども井戸は残すという、未利用のまま残していくということもありますので、使えるなら使っていただきたいし、使えないなら埋め戻しをして更地にしていただいて、その周辺のところの新たな掘削、するかしないかわかりませんが、そういった方々のために残しておくというんでしょうかね、そういうふうにしていただければありがたいなというふうに思います。

あと、これは、あくまでも掘削なんで、ちょっとまだ先々だけの話で申し上げませんでしたけれども、掘削が終わって、当然、動力申請が出てきたときには、これは、いわゆるモニタリングの設置、機器の設置、その辺はぜひ指導してほしいなというふうに思います。

ある意味、今の段階でそういう指導といいましようか、お願ひ事をしておいたほうが、実際に掘り上がって、こういうふうに仕上げをしたいというときに、ちゃんと温度計はここに付ける、流量計をここにこうするといったことがわかるというか、計画できるように、今の段階でちょっと指導していただければありがたいなというふうに思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。わかりました。

【深澤部会長】 ぜひ、よろしくお願ひします。

ほかはよろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、採決に移らせていただきます。

第3号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【深澤部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたしました。



それでは、以上をもちまして諮問事項の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 了 —